

## その他の公衆浴場の施設基準と衛生措置基準等について

### 1 施設基準（構造・設備基準）、衛生措置基準

区分	構造・設備基準 【根拠法令：市条例第4条】	衛生措置基準 【根拠法令：公衆浴場法第4-5条、市条例第5条】
施設全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口は、男女別に区画すること。</li> <li>脱衣室及び浴室は、屋外から見通せない構造とすること。</li> <li>脱衣室及び浴室は、男女別に設け、その境界は、高さ2m以上の仕切りで区画し、相互に見通せない構造とすること。</li> <li>脱衣室及び浴室には、換気及び採光のため、直接外気に接する箇所に、適当な窓又はこれに代わる設備を設けること。</li> <li>脱衣室、浴室その他の施設には、床面において70ルクス以上の照度を確保することができる設備を設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7歳以上の男女を混浴させないこと。 &lt;風紀&gt;</li> <li>風紀が乱れないように注意し、及び従業員を指導すること。</li> <li>風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真その他物品を備えないこと、又はこれらを掲げないこと。</li> <li>風紀を乱すおそれのある放送を行わないこと。 &lt;施設・設備等&gt;</li> <li>脱衣室及び浴室の床面において70ルクス以上の照度を確保すること。</li> <li>脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する施設は、1日に1回以上清掃し、常に清潔にしておくこと。</li> <li>脱衣室、浴室、便所及び排水設備は、1月に1回以上消毒し、害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除に努めること。</li> <li>入浴者に、くし、タオル、かみそり等を貸与しないこと。ただし、未使用のもの又は洗浄及び消毒をしたもの（かみそりを除く。）にあっては、この限りでない。</li> <li>入浴者が遵守しなければならない事項その他の規則で定めるものを記載した書面を、入浴者の見やすい場所に掲示すること。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○入浴者が遵守しなければならない事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 浴槽内において、タオル等を使用し、その他著しく不潔な行為をしてはならないこと。</li> <li>イ 浴室において、洗濯をしてはならないこと。</li> <li>ウ 脱衣室及び浴室に使用したかみそりを放置してはならないこと。</li> <li>エ その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならないこと。</li> </ul> <p>○前号に掲げるもの以外の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 入浴に適さない疾患名及び当該疾患有している者の入浴は危険であること。</li> <li>イ 温泉の含有物質又は医薬品等（薬事法第14条の規定により承認を受けたものに限る。）を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあっては、当該物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能</li> <li>ウ 患者入浴用として許可を受けた公衆浴場にあっては、その旨</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>サウナ等の入浴設備は、見やすい位置に温度計を備え、利用に適正な温度を保つこと。</li> <li>のこぎり、ぬか等を使用する入浴設備は、必要に応じこれらを新しいものと入れ替え、常に清潔にしておくこと。</li> </ul> </div>
脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱衣室には、入浴者ごとに衣類等を入れる戸棚又はこれに代わる設備を設けること。</li> <li>脱衣室には、入浴者が利用できる便所並びに防虫、防臭及び流水による手洗いのための設備を設けること。</li> </ul>	
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>浴室には、湯気抜き又はこれに代わる機械設備を設けること。</li> <li>浴室の床は、不浸透性材料で造るとともに、汚水を速やかに排水できる構造とすること。</li> <li>浴室の内壁は、不浸透性材料で造る場合を除き、床面から少なくとも1mの高さまで耐水性材料で覆うこと。</li> <li>打たせ湯及びシャワーは、循環させている浴槽水を使用しない構造とすること。</li> <li>浴室には、浴槽又はサウナ等の入浴設備並びに湯水（再利用したものを除く。）を常時供給する栓（サウナ等の入浴設備にあっては、シャワー）を適当な数設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。</li> </ul>
浴槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>浴槽は、耐水性材料で造るとともに、床面から5cm以上の上縁を設け、かつ、必要に応じ内側に足掛けりを設けること。</li> <li>原湯を貯留するための槽（以下「貯湯槽」という。）には、貯湯槽内の湯水の温度を、通常の使用状態において、摂氏60度以上に保つことができる加温装置を設けること。ただし、60度以上に保つことができないおそれがある場合にあっては、あわせて貯湯槽内の湯水を消毒するための設備を設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①浴槽は、1日に1回以上（集毛器、消毒装置及びろ過器のいずれも備えた浴槽において浴槽水を循環させている場合にあっては、1週間に1回以上）完全に換水し、清掃すること。</li> <li>②浴槽水は、常に満水状態を保ち、かつ、原湯若しくは原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。</li> <li>③浴槽から溢れた湯水は、浴用に供しないこと。ただし、やむを得ず浴用に供する場合にあっては、当該湯水を循環させるための配管及び回収するための槽内を十分に清掃し、及び消毒するとともに、当該湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。</li> </ul>

浴槽 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原湯又は原水を送水するための配管は、浴槽水を循環させるための配管と接続せず、原湯又は原水を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。ただし、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</li> <li>循環させている浴槽水を使用する浴槽は、循環させている浴槽水を浴槽の底部に近い箇所で供給する構造とすること。</li> <li>屋内の浴槽は、配管等を通じて、屋外の浴槽水が混入しないような構造とすること。</li> </ul>	<p>④気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置した浴槽には、24時間以上完全に換水をしないで循環させている浴槽水を使用しないこと。</p> <p>⑤気泡発生装置等の空気取入口には、土ぼこりが入らないようにすること。</p> <p>⑥貯湯槽内の生物膜の状況を定期的に把握し、必要に応じ生物膜の除去を行うために清掃し、及び消毒すること。</p> <p>⑦貯湯槽内の湯水の温度は、摂氏60度以上に保つこと。ただし、摂氏60度以上に保つことができない場合にあっては、貯湯槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。</p> <p>⑧24時間以上完全に換水をしないで浴槽水を循環させている場合にあっては、浴槽水を消毒するための塩素系薬剤を浴槽水がろ過器内に入る直前に投入し、浴槽水1リットル中0.4ミリグラム以上の遊離残留塩素濃度又は3ミリグラム以上のモノクロラミン濃度を常に保つこと。ただし、これに代わる有効な方法で消毒する場合は、この限りでない。</p> <p>⑨浴槽水を循環させるために使用する設備は、定期的に清掃し、及び消毒するとともに、適切な維持管理を行うこと。</p> <p>&lt;水質検査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の公衆浴場において使用する湯水は、常に清潔にして、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める水質基準に適合させること。ただし、温泉（温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。）等を利用するため当該水質基準に適合させることができない場合であって、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</li> </ul> <p>ア 原湯、原水及び上がり用湯水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色度</th> <th>濁度</th> <th>pH</th> <th>大腸菌</th> <th>レジオネラ属菌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5度以下</td> <td>2度以下</td> <td>5.8~8.6</td> <td>不検出</td> <td>10 CFU/100 ml 未満</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全有機炭素 又は 3 mg/1 以下</th> <th>KMnO4 消費量 10 mg/1 以下</th> </tr> </thead> </table> <p>イ 浴槽水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>濁度</th> <th>大腸菌群</th> <th>レジオネラ属菌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5度以下</td> <td>1個/ml 以下</td> <td>10 CFU/100 ml 未満</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全有機炭素 又は 8 mg/1 以下</th> <th>KMnO4 消費量 25 mg/1 以下</th> </tr> </thead> </table> <p>ウ 飲用として使用する水道水以外の水（温泉法第15条第1項の規定により飲用の許可を受けている温泉を除く。）</p> <p>水道法第4条に規定する水質基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浴槽水の水質検査を1年に1回以上（24時間以上完全に換水をしないで浴槽水を循環させている場合にあっては、1年に2回以上）行い、その成績書（当該成績書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を3年間保存すること。</li> <li>前各号に掲げる措置（本表記載の衛生措置基準）を適正に講じるための手引書を作成し、従業員に周知させること。</li> <li>貯湯槽内の湯水の温度及び⑧に規定する措置を講じる場合における遊離残留塩素濃度を1日に2回以上測定し、その記録（⑧ただし書及び⑦ただし書に規定する措置に関する記録を含む。）を3年間保存すること。</li> </ul>	色度	濁度	pH	大腸菌	レジオネラ属菌	5度以下	2度以下	5.8~8.6	不検出	10 CFU/100 ml 未満	全有機炭素 又は 3 mg/1 以下	KMnO4 消費量 10 mg/1 以下	濁度	大腸菌群	レジオネラ属菌	5度以下	1個/ml 以下	10 CFU/100 ml 未満	全有機炭素 又は 8 mg/1 以下	KMnO4 消費量 25 mg/1 以下
色度	濁度	pH	大腸菌	レジオネラ属菌																		
5度以下	2度以下	5.8~8.6	不検出	10 CFU/100 ml 未満																		
全有機炭素 又は 3 mg/1 以下	KMnO4 消費量 10 mg/1 以下																					
濁度	大腸菌群	レジオネラ属菌																				
5度以下	1個/ml 以下	10 CFU/100 ml 未満																				
全有機炭素 又は 8 mg/1 以下	KMnO4 消費量 25 mg/1 以下																					

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。</li> <li>入浴者は、公衆浴場において、浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。</li> </ul> <p>営業者又は公衆浴場の管理者は、当該行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従業者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により就業が制限される感染症にかかったとき又はその疑いがあるときは、従事させる業務内容に留意すること。</li> </ul>
-----	---

2/2

### 3 その他の法律による規制

公衆浴場法の他、以下の法律による規制等にご注意ください。

項目	関係法令	担当課	連絡先
建築確認申請	建築基準法	住宅都市局 建築審査課	092-711-4577
用途地域による建築物の用途制限	建築基準法 都市計画法	住宅都市局 都市計画課	092-711-4388
消防設備	消防法	消防局 各区消防署 予防課	(東) 092-683-0119 (城南) 092-863-8119 (博多) 092-475-0119 (早良) 092-821-0245 (中央) 092-762-0119 (西) 092-806-0642 (南) 092-541-0219
風俗営業法該当の有無	風俗営業法	福岡県 各区所管警察署	(東) 092-643-0110 (城南) 092-801-0110 (博多) 092-412-0110 (早良) 092-847-0110 (中央) 092-734-0110 (西) 092-805-0110 (南) 092-542-0110
下水道への排水	下水道法	道路下水道局 水質管理課	092-711-4512

#### 各区保健福祉センター衛生課 環境係 連絡先

東区	TEL 092-645-1112	FAX 092-645-1114
博多区	TEL 092-419-1125	FAX 092-434-0007
中央区	TEL 092-761-7351	FAX 092-761-8280
南区	TEL 092-559-5161	FAX 092-559-5159

城南区	TEL 092-831-4219	FAX 092-843-2662
早良区	TEL 092-851-6602	FAX 092-822-5733
西区	TEL 092-895-7094	FAX 092-891-9894

平成 26 年 4 月 1 日作成  
令和 2 年 4 月 1 日改訂  
令和 3 年 7 月 1 日改訂